

いわき市下水道条例施行規則（昭和44年2月22日いわき市規則第5号）

最終改正:令和6年3月27日いわき市規則第30号

改正内容:令和6年3月27日いわき市規則第30号〔令和6年4月1日〕

---

（下水道排水設備指定工事店指定申請書）

第5条の2 条例第7条の2第1項の申請書は、下水道排水設備指定工事店指定申請書（第4号様式の2）によるものとする。

（いわき市下水道排水設備指定工事店証）

第5条の3 条例第7条の3第1項の指定証は、いわき市下水道排水設備指定工事店証（第4号様式の3）によるものとする。

（指定工事店の異動の届出）

第5条の4 条例第7条の4の規定による届出は、下水道排水設備指定工事店異動届（第4号様式の4）により行うものとする。

（いわき市下水道排水設備指定工事店表示板）

第5条の5 条例第7条の5第1項第1号に規定する表示板は、いわき市下水道排水設備指定工事店表示板（第4号様式の5）によるものとする。

（指定工事店の遵守事項）

第5条の6 条例第7条の5第1項第5号の市長が規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）工事の着手にあたっては、当該工事が条例第5条の規定による排水設備等の計画について市長の確認を受けたものであることを確認すること。
- （2）工事は、条例第5条の規定による市長の確認を受けた排水設備等の計画に基づき実施すること。
- （3）工事の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- （4）工事の施工にあたっては、必要な安全管理対策を講ずること。
- （5）工事のかしにより排水設備等に故障等が生じたときは、無償での補修その他の必要な措置を講ずること。
- （6）工事の契約にあたっては、あらかじめ、条例第5条に規定する排水設備等の新設等を行おうとする者（以下この条において「申請者」という。）に対し、工事の金額、工期その他の必要な事項を明確に示すこと。
- （7）工事が完了したとき、又は当該工事に係る排水設備等を使用できる状態になったときは、速やかに申請者にその旨を報告すること。
- （8）条例又は規則に規定する手続に関し、指定工事店として申請者に適切に対応すること。
- （9）前各号に掲げるもののほか、指定工事店として誠実な行為を行うよう努めること。

（指定工事店の業務の停止等の通知）

第5条の7 市長は、条例第7条の6の規定により業務の停止又は指定の取消しをしたときは、下水道排水設備指定工事店業務停止・指定取消通知書（第4号様式の6）により、当該業務の停止又は指定の取消しをした指定工事店に通知するものとする。

---